

**外国法人の内部留保等に関する報告書**  
(報告者の決算月： 年 月決算)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_  
報告者： \_\_\_\_\_  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
報告者の業種番号 \_\_\_\_\_  
住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
責任者記名押印 \_\_\_\_\_  
又は署名 \_\_\_\_\_  
担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

(%、千通貨単位)

外国法人名	業種番号	決算月	所在国 又は地域	設立年	外国法人への 当社の議決権割合		通貨名	外国法人から 当社への 貸付金残高	外国法人から 当社への 債券投資残高	外国法人から 当社への 出資残高	外国法人による 当社からの 借入金残高	当社から 外国法人への 債券投資残高	当社から 外国法人への 出資残高	外国法人の 内部留保残高	外国法人の 内部留保 (当期中)
					前期										

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。  
 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。  
 3 「報告者の業種番号」及び「外国法人の業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。  
 4 「外国法人から当社への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等(法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ。)は記入を要しない。  
 5 「外国法人による当社からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。  
 6 「外国法人の内部留保残高」欄には、外国法人の利益剰余金の金額を記入すること。  
 7 「外国法人の内部留保(当期中)」欄には、外国法人の経常損益相当額から営業外収益及び営業外費用に含まれる各種損益、支払配当金(ただし、資本剰余金の取崩しによる配当金を除く。)を控除した金額を記入すること。  
 8 報告者が法人の場合には、当該報告者の事業年度末における状況について記入する必要があるが、それが困難な場合には、報告の対象となる外国法人の事業年度末における状況について記入しても差し支えない。  
 9 報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国法人について記入すること。  
 10 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

報告者の氏名又は名称： \_\_\_\_\_

付表1 海外支店等への対外直接投資等残高  
(報告者の決算月： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月決算)

(千通貨単位)

所在国又は地域	通貨名	設置資金及び 拡張資金	支店等に対する 貸付金残高	支店等からの 借入金残高

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
  - 本表における「海外支店等」とは、法第23条第2項に規定する支店等をいい、「対外直接投資等」とは、法第20条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資をいう。なお、当該海外支店等の有する資産の額が1億円相当額以下の場合には、報告を要しない。
  - 「設置資金及び拡張資金」、「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、所在国又は地域ごとに通貨別に集計し、各通貨千単位で記入すること。
  - 「設置資金及び拡張資金」欄には、支店等の純資産を記入すること。ただし、純資産の把握が困難な場合には、支店等の資産から支店名義で親会社以外から調達した資金の残高及び支店等に対する貸付金の残高を除くことにより算出しても差し支えない。
  - 「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄は、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は、記入を要しない。

付表2 外国の会社型投資信託の残高  
(報告者の決算月： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月決算)

(千通貨単位)

所在国又は地域	通貨名	残高

- (記入要領)
- 報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国の会社型投資信託で、当該出資に係る残高が、1億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）を超える場合、その残高を投資信託の所在国又は地域ごと、通貨ごとに記入すること。
  - 同一の所在国又は地域に対し複数の契約がある場合には通貨別に集計の上、記入すること。
  - 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

